

郵便はがき

Postage stamp area for the first envelope.

切手を貼ってください

(販売会社名)

(販売会社住所)

代表者様

✕キリトリ線

郵便はがき

Postage stamp area for the second envelope.

切手を貼ってください

(信販会社名)

(信販会社住所)

代表者様

販売会社あて ※必ず控え用のコピーをとってから、郵便局の窓口で出しましょう

⚠️ ご注意ください!!

● クーリング・オフ妨害を受けたら…

販売会社から「クーリング・オフはできない」「違約金が発生する」などといわれた場合は、クーリング・オフ妨害の可能性があります。この場合は、クーリング・オフ期間の延長が認められますので、消費生活センターなどへ相談してください。

● 販売会社の指示で消耗品を使った場合

消費者自身の意思ではなく、販売会社が開封、使用させた場合にはクーリング・オフができます。

● 契約は慎重に!

悪質な業者は、さまざまな手口で消費者をだまして、商品売りつけようとしてきます。興味があってもすぐに契約をせず、本当に必要な物かをじっくりと考えることが大切です。少しでも怪しいと思ったときは、きっぱりと断りましょう。



クーリング・オフ期間が過ぎていてもあきらめずにご相談ください!

業者から強引に契約を迫られたり、「必ずもうかる」などとうその説明を受けた場合などには、契約の解除ができる場合がありますので、早めに消費生活センターなどへ相談しましょう。

困ったときは一人で悩まず相談を!

● 消費者ホットライン **188** (局番なし)

※一部のIP電話からは利用できません。

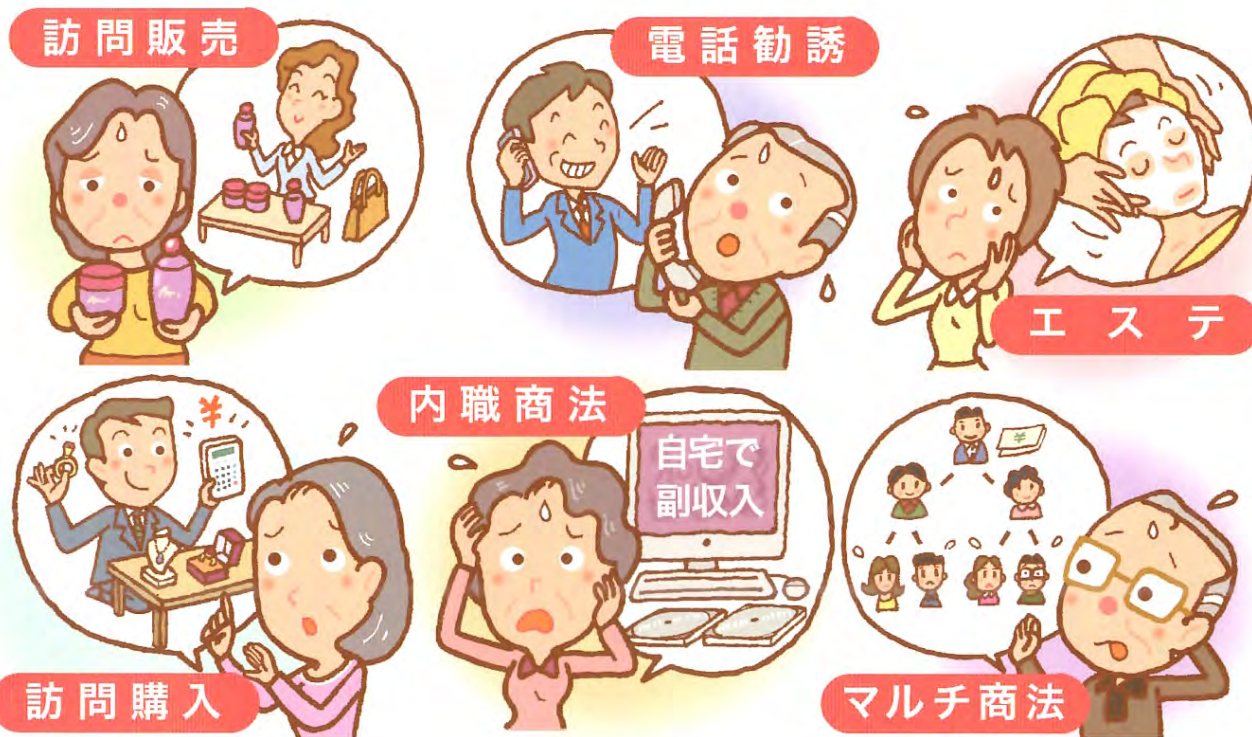


禁無断転載 ©ライズファクトリー

◇◇◇◇ 消費者トラブルなどで困ったときのために ◇◇◇◇

覚えておきたい クーリング・オフ

監修/横浜国立大学教授 日本消費者教育学会会長
西村 隆男



このようなことで契約を解除したいときは
期間内にクーリング・オフの手続きをしましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど、不意打ち的な販売方法で消費者が冷静な判断をできないまま交わってしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。販売業者や信販会社に書面で通知することにより、支払った代金は全額返金され、違約金や返品のための送料なども発生しません。悪質業者による強引な取引や不本意な契約などを後で取り消すためにはどうすればいいのか、クーリング・オフについての正しい知識をしっかりと身につけておきましょう。

小都市消費生活相談室
☎ 0942-72-2111 (内線144)

クーリング・オフを利用するとき

クーリング・オフの手続きは、必ず書面による通知で行います。右ページのはがきに必要事項を**もれなく記入して、控え用のコピー(両面)をとり、特定記録郵便または簡易書留で郵送します**(はがきのコピーと郵便局の受領証は、手続きを行った証拠となりますので、5年間大切に保管してください)。クーリング・オフは、相手に通知が届いた時点ではなく、はがきを送付した時点で手続き完了とみなされます。また、クレジット契約をしている場合は、**販売会社と信販会社(クレジット会社)の両方に通知**します。

クーリング・オフが可能な取引と期間

●クーリング・オフが可能な取引とは?

クーリング・オフでは、在宅時の「訪問販売」や「電話勧誘販売」、路上などで声をかけ、営業所等へ連れて行き契約を求め「キャッチセールス」など、不意打ち的な販売方法によって冷静な判断ができずに契約してしまった取引を解除することができます。

また、マルチ商法や内職商法といった、契約内容が複雑で理解しにくい取引や、エステ、語学教室など継続的に提供されるサービスについても、契約解除の意思があればクーリング・オフが可能です。

さらに、業者が自宅を訪問し、物品を買い取る「訪問購入」についても、クーリング・オフの対象となります。

8日以内
20日以内



●クーリング・オフできる期間について

クーリング・オフが可能な期間は、**契約書などの書面を受け取った日から8日以内**または**20日以内**と、対象となる取引ごとに決められています。いざというときに期間内に手続きが行えるよう、しっかりと確認しておきましょう(下表参照)。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売・催眠(SF)商法 キャッチセールス・アポイントメントセールス	8日以内
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘によって行った商品の購入やサービスの契約	8日以内
連鎖販売取引	マルチ商法	20日以内
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法	20日以内
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室 結婚相手紹介サービス(エステは1ヵ月、他は2ヵ月を超えるもの)	8日以内
訪問購入	業者が自宅などを訪問し、 貴金属や着物などの物品を買い取る契約	8日以内

クーリング・オフができないもの

×訪問販売・電話勧誘販売で、 3,000円未満の現金取引の場合	契約時に商品やサービスが提供済みで、代金を全額支払い済みの場合 ※ただし、商品やサービスが未提供である、または代金が未払いの場合は、クーリング・オフ可
×店舗・営業所での契約	消費者が自分から店舗に足を運んだり、業者を呼んで契約した場合
×通信販売	カタログ・ダイレクトメール・テレビショッピングなど
×使用してしまった消耗品	化粧品や健康食品などの消耗品で、商品の全部または一部を使用した場合
×自動車(二輪車を除く)	自動車の購入やリース
×葬儀・電気・都市ガス	葬儀の契約・電気の供給サービス・都市ガスの供給サービス

※クーリング・オフ制度は、消費者保護のための制度なので、事業目的の契約の場合は適用外となります。また、インターネットによる取引は通信販売にあたるのでクーリング・オフ制度の適用はありません。

クーリング・オフの手順

1 クーリング・オフの可能な期間を確認

例)訪問販売による契約の場合、契約書などの書面を受け取った日から8日以内

2 はがきなどの書面に次の内容を もれなく記入する

《裏面》

- 契約年月日
- 商品名
- 契約金額
- 販売会社名(担当者名)
- 契約解除を申し出る旨
- 返金金額
- 商品引き取りを希望する旨
※商品を受け取っていない場合は記入不要

契約者の住所・氏名

《表面》

販売会社の住所・社名

- あて名は販売会社の「代表者」とする
- クレジット契約をしている場合は信販会社用に、別途1通作成する



3 必ずはがきの両面のコピーを 取って保管しておく



4 はがきは「特定記録郵便」 または「簡易書留」にて郵送する

- 必ず記録が残る方法で送る
- クレジット契約をしている場合は信販会社あてに、別途1通送付する



◆手続き完了後に確認すること

- 支払ったお金は全額返金されましたか?
- 商品は着払いで返品しましたか?
- 関係書類は保管してありますか?
●はがきのコピーや送付記録などの関係書類は、**5年間保管**します

販売会社あて ※必ず控え用のコピーをとってから、郵便局の窓口で出しましょう

信販会社あて ※必ず控え用のコピーをとってから、郵便局の窓口で出しましょう

契約解除の通知書

契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

商品名 _____

契約金額 _____ 円

販売会社名 _____

担当者名 _____

上記契約を解除します。
すみやかに支払い済みの _____ 円を
返金し、商品をお引き取りください。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(契約者住所)

(契約者氏名)

契約解除の通知書

契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

商品名 _____

契約金額 _____ 円

販売会社名 _____

担当者名 _____

信販会社名 _____

上記契約を解除します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(契約者住所)

(契約者氏名)